

(3) 家計急変世帯

書類名	注意事項								
高知県高校生等奨学給付金（家計急変） 受給申請書（別記第1号様式）	・消せるボールペンの使用不可								
住民票	・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、 ・「続柄」・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること ・<u>個人番号（マイナンバー）が記載されていないこと</u> ・発行日が申請日から3か月前までのもの ・住民票のコピーを提出する場合、余白に「<u>原本は〇〇高校（生徒氏名）の書類に添付</u>」と記入してください								
別紙 家計急変に関する届出	・家計急変の状況や世帯人数について詳細を記入すること ・<u>世帯人数＝保護者等＋扶養親族の合計人数</u> ※同居していても、収入があり独立して生計を営む者は含めないこと								
保護者等全員の家計の状況を確認できる書類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家計急変の発生事由を証明する書類</td><td> ・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通告書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 等 </td></tr> <tr> <td>家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類</td><td> ・課税証明書等（家計急変前） ※扶養親族の記載が省略されていないもの ・会社等が作成した給与見込証明書 ・直近の給与明細書 ・税理士又は公認会計士が作成した証明書類（家計急変後）等 </td></tr> <tr> <td>扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類</td><td> ・扶養親族分の健康保険証の写し 等 </td></tr> </tbody> </table>	区分	書類	家計急変の発生事由を証明する書類	・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通告書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 等	家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類	・課税証明書等（家計急変前） ※扶養親族の記載が省略されていないもの ・会社等が作成した給与見込証明書 ・直近の給与明細書 ・税理士又は公認会計士が作成した証明書類（家計急変後）等	扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類	・扶養親族分の健康保険証の写し 等
区分	書類								
家計急変の発生事由を証明する書類	・離職票 ・雇用保険受給資格者証 ・解雇通告書 ・破産宣告通知書 ・廃業等届出 等								
家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類	・課税証明書等（家計急変前） ※扶養親族の記載が省略されていないもの ・会社等が作成した給与見込証明書 ・直近の給与明細書 ・税理士又は公認会計士が作成した証明書類（家計急変後）等								
扶養親族の人数及び年齢を確認するための書類	・扶養親族分の健康保険証の写し 等								
在学証明書（別記第2号様式）	・学び直し支援金対象者はその旨を明記すること ・7月以降の家計急変については基準日が異なるので注意すること （この場合、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月）の1日を基準日とする。）								
預金通帳の写し	・申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できること								

●提出された書類によっては家計の状況が確認できない場合、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

●その他、詳細については「**高知県高校生等奨学給付金事業（家計急変世帯への給付）の取扱いについて**」を確認してください。